

第5次佐賀県廃棄物処理計画

～人・社会・自然が結び合う生活 さが～

令和3年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 3 計画の対象とする廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

第2章 現状と課題

- 1 一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 不適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 0

第3章 目標

- 1 一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
- 2 産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3

第4章 施策の展開

- 1 まなぶ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5
- 2 つながる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7
- 3 ささえる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0

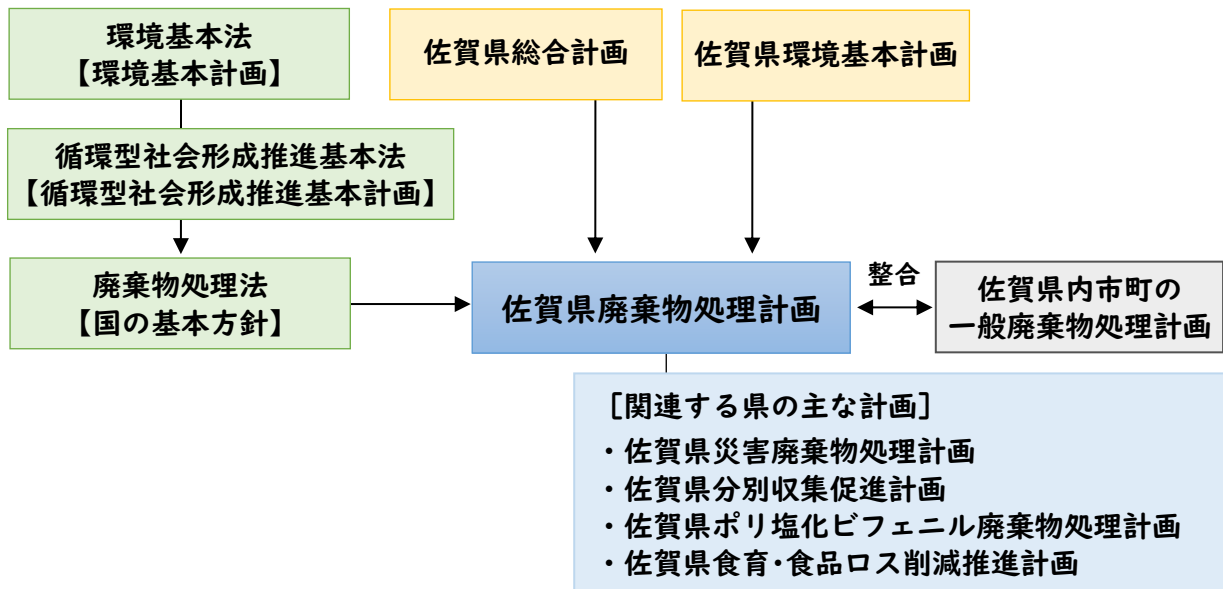
第5章 計画の推進

- 1 関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）に即して定める法定計画
- ・上位計画である佐賀県環境基本計画に基づき、環境負荷が少ない循環型社会を形成するための個別計画



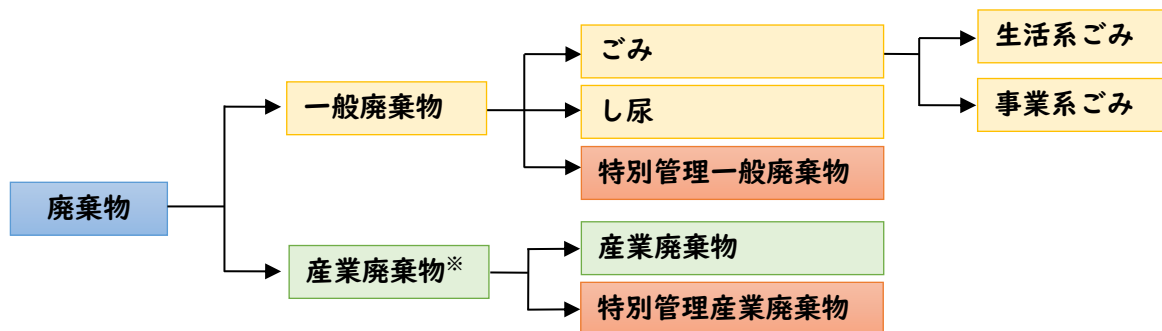
佐賀県食育・

2 計画期間

- ・5年間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

3 計画の対象とする廃棄物

- ・廃棄物処理法及び同法施行令に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む）、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）



※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類

(参考) 関係法令抜粋

◆廃棄物処理法第5条の5

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

◆廃棄物処理法施行規則第1条の2の2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。
 - イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
 - ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分その他その適正な処理に関する目標
 - ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
 - ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
 - ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- 五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。
 - イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
 - ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

第2章 現状と課題

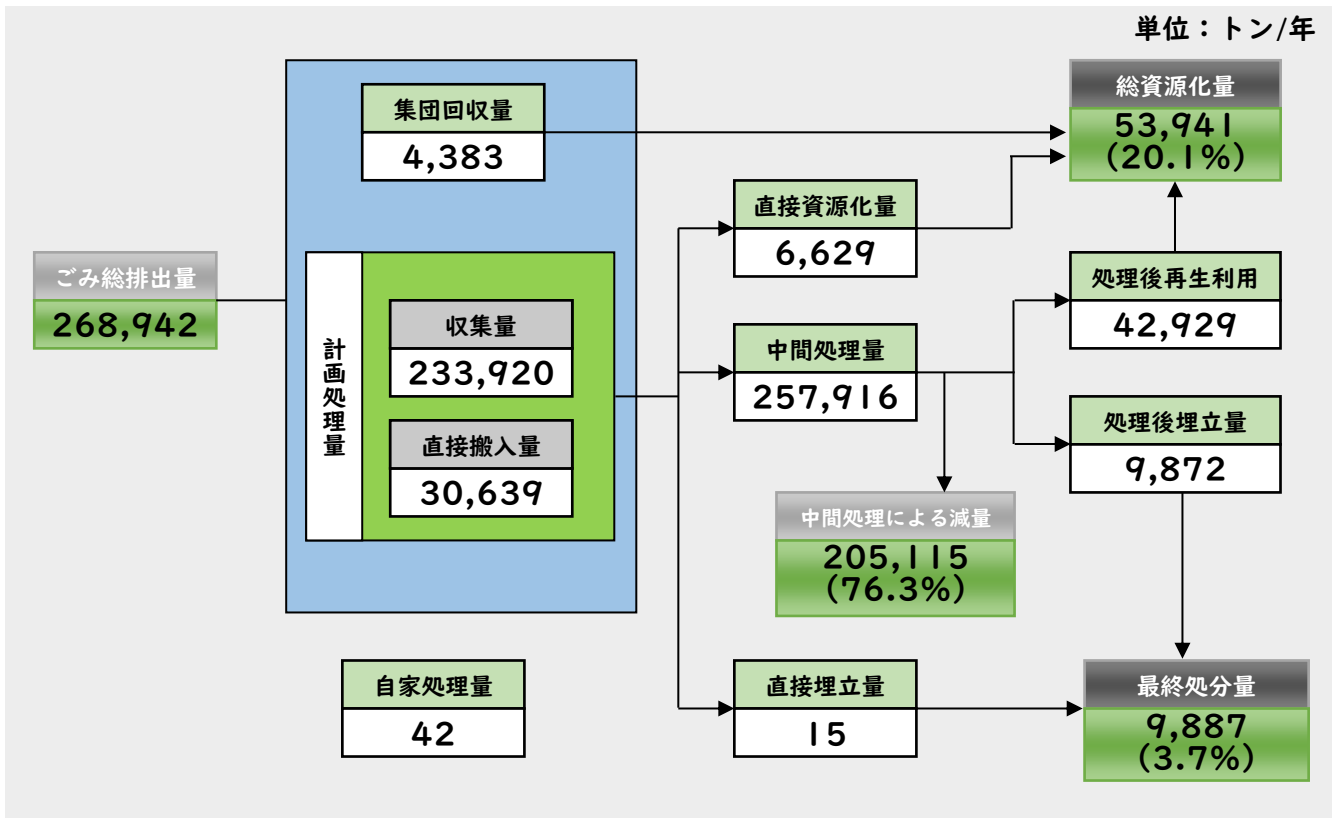
1 一般廃棄物

(1) ごみ

平成 30 年度のごみ総排出量は 269 千トン、一人 1 日当たりのごみ排出量は 889 グラム、リサイクル率は 20.1%、最終処分量は 10 千トン

(平成 26 年度との比較) 総排出量 ▲5 千トン (▲1.8%)、一人 1 日当たり +3 グラム (+0.3%)、リサイクル率 +1.4%、最終処分量 ▲7 千トン (▲41.2%)

①ごみ処理フロー (平成 30 (2018) 年度)



※集団回収量：市町による用具の貸出、補助金の交付等で市町に登録された住民団体によって回収された量

※計画処理量：市町の計画処理区域内における処理対象ごみ量（収集量+直接搬入量）

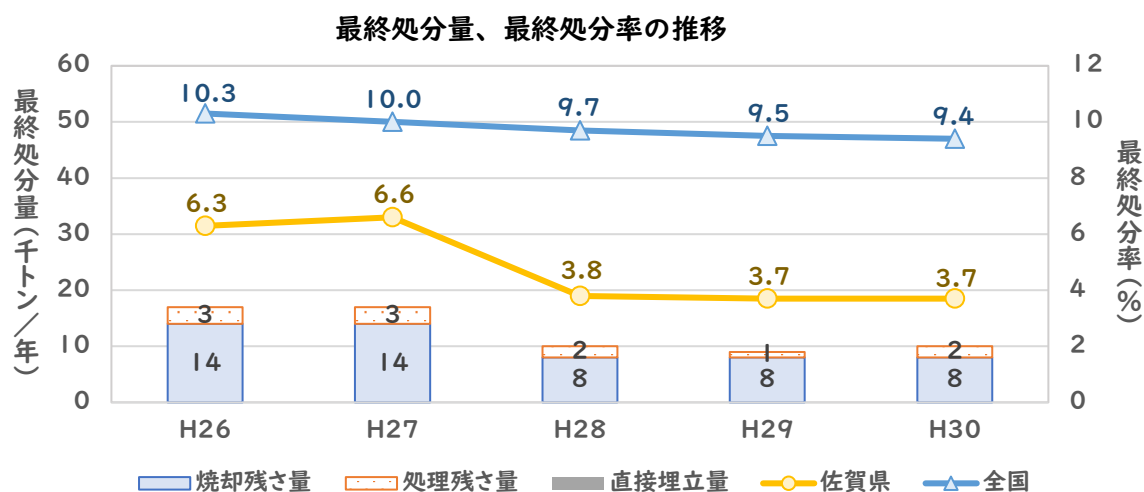
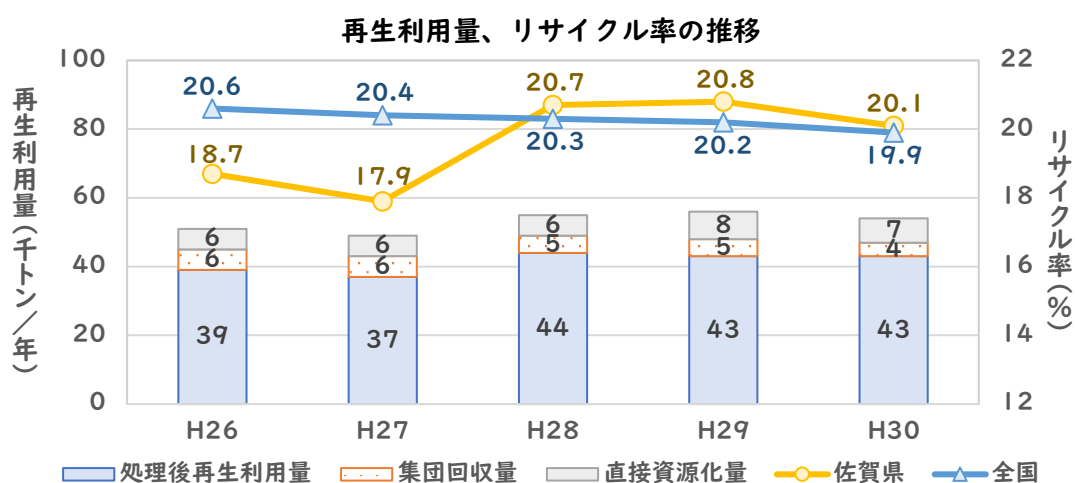
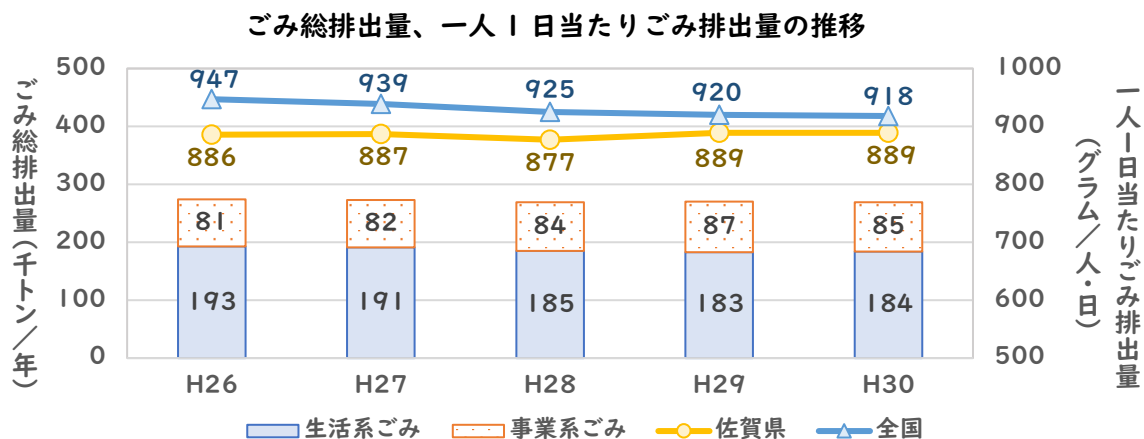
※自家処理量：家庭等で自ら処理したごみ量（家庭用生ごみ処理機での堆肥化など）

※直接資源化量：市町の資源化施設（粗大ごみ処理施設、堆肥化施設など）を経ずに、再生業者などで資源化した量

※（ ）内は、排出量に対する割合

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

②ごみの排出量、再生利用量、最終処分量の推移



※ごみ総排出量：家庭及び事業所等から排出されたごみの総量（計画処理量+集団回収量）

※一人1日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量/人口/365日

※再生利用量：直接資源化量、集団回収量及び処理後再生利用量の合計

※リサイクル率：総資源化量/ごみ総排出量×100

※最終処分率：最終処分量/計画処理量×100

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

③課題

ア 排出抑制、減量化、リサイクルの推進

・一人一日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分率は全国平均よりよいが、近年は横ばいが継続

・平成30年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は542グラムであり、全国平均(505グラム)より多い

※ 家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたもの

イ ごみ処理施設の整備

・市町等が設置するごみ処理施設では、一部の焼却炉の老朽化が進行

・最終処分場(9施設)の残余容量の合計は257千 m^3 、残余年数25.9年(平成30年3月末現在)であるが、「施設を有しない」「残余容量が逼迫している」市町がある

・ごみ処理施設において適正な処理が困難とされる廃棄物に対する措置

ウ 災害廃棄物の迅速な処理

・災害廃棄物を速やかに処理するため、平時から国、県、市町、廃棄物処理関係団体との緊密な連携

・市町における災害廃棄物処理計画の適切な見直し

・仮置き場候補地の選定など、短期間に多種類・大量の廃棄物が発生することに備えた市町における体制整備

・仮置き場等における適切な分別、再資源化

エ 新型インフルエンザ等の感染症流行時の適正処理

・新型インフルエンザ等が流行した場合でも、社会インフラである廃棄物処理施設等の機能が維持される体制整備

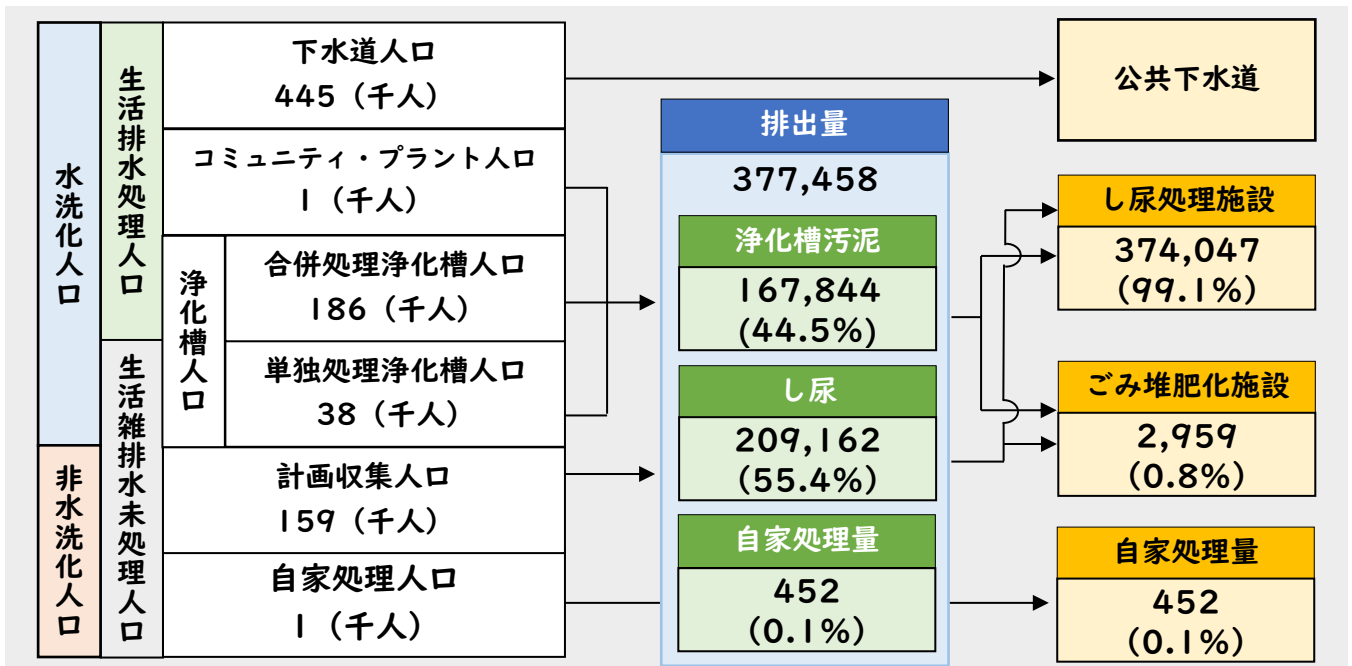
・感染防止策や人員・物資の確保、不足した場合の対策等を定めた廃棄物処理事業継続計画の策定(市町、一部事務組合、一般廃棄物処理業者)

(2) し尿

- ・平成30年度のし尿等排出量377千klのうち、し尿処理施設での処理は374千kl(99.1%)
- ・し尿処理施設の老朽化が進む中、水洗化率は80.8%(水洗化人口670千人)であり、全国(95.2%)と比べ低い水準

①し尿処理状況(平成30(2018)年度)

単位: kl/年

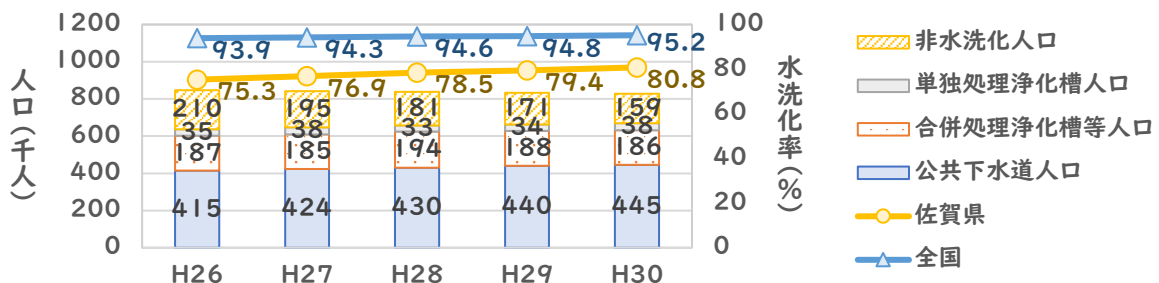


※コミュニティ・プラント:市町が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設

※()内は、排出量に対する割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります

②水洗化人口の推移



③課題

- ・し尿処理施設(13施設)では、一部の施設の老朽化が進行
- ・災害時における処理体制の確保
- ・新型インフルエンザ等の感染症流行時の適正処理

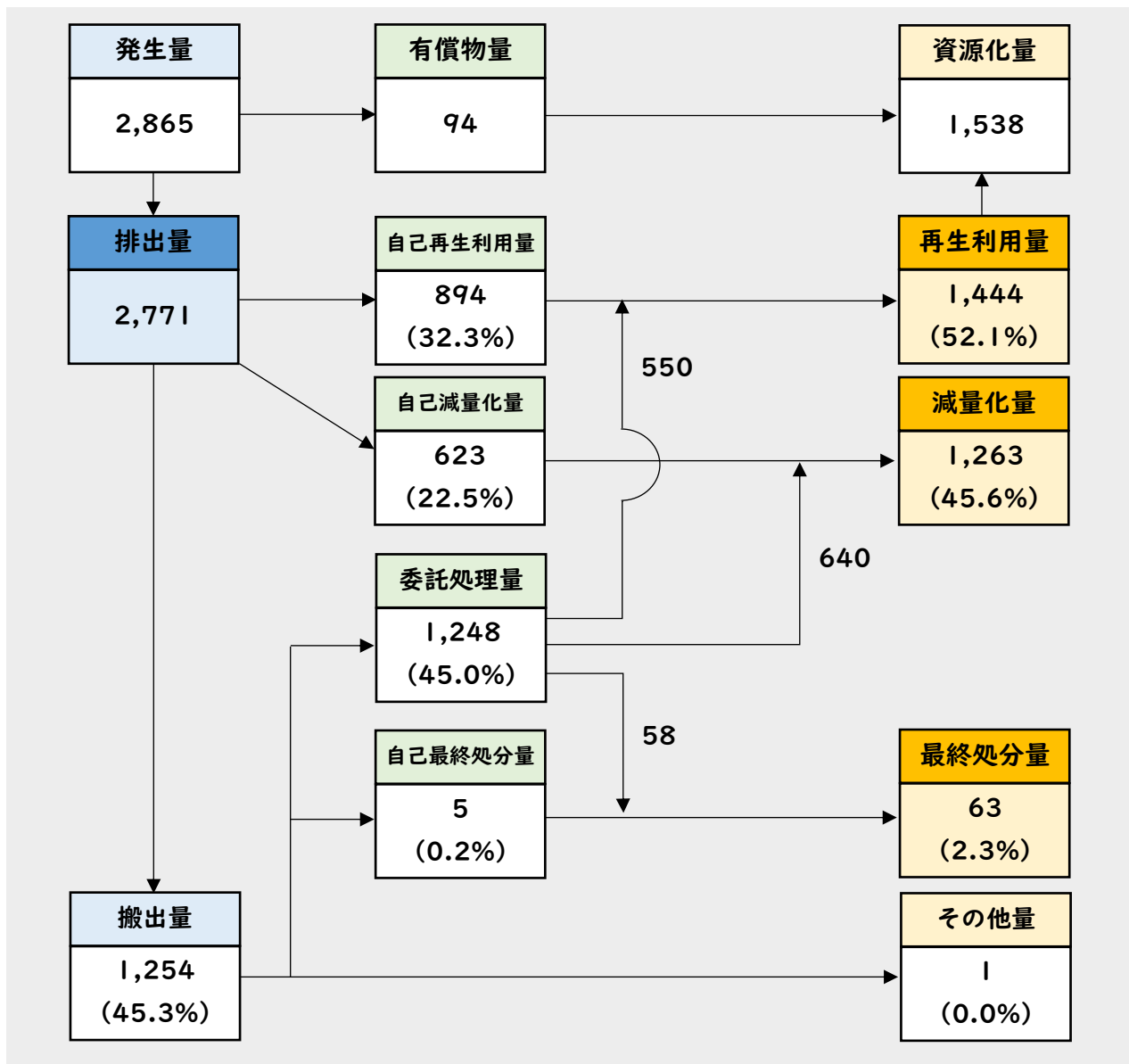
2 産業廃棄物

平成 30 年度の産業廃棄物の排出量は 2,771 千トン、リサイクル率は 52.1%、最終処分量は 63 千トン

(平成 26 年度との比較) 排出量 ▲318 千トン (▲10.3%)、リサイクル率 +1.3%
最終処分量 ▲10 千トン (▲13.7%)

(1) 産業廃棄物の発生、処理状況 (平成 30 (2018) 年度)

単位: 千トン/年



※有償物量：発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。

※搬出量：委託処理量、その他量及び自己最終処分量の合計。

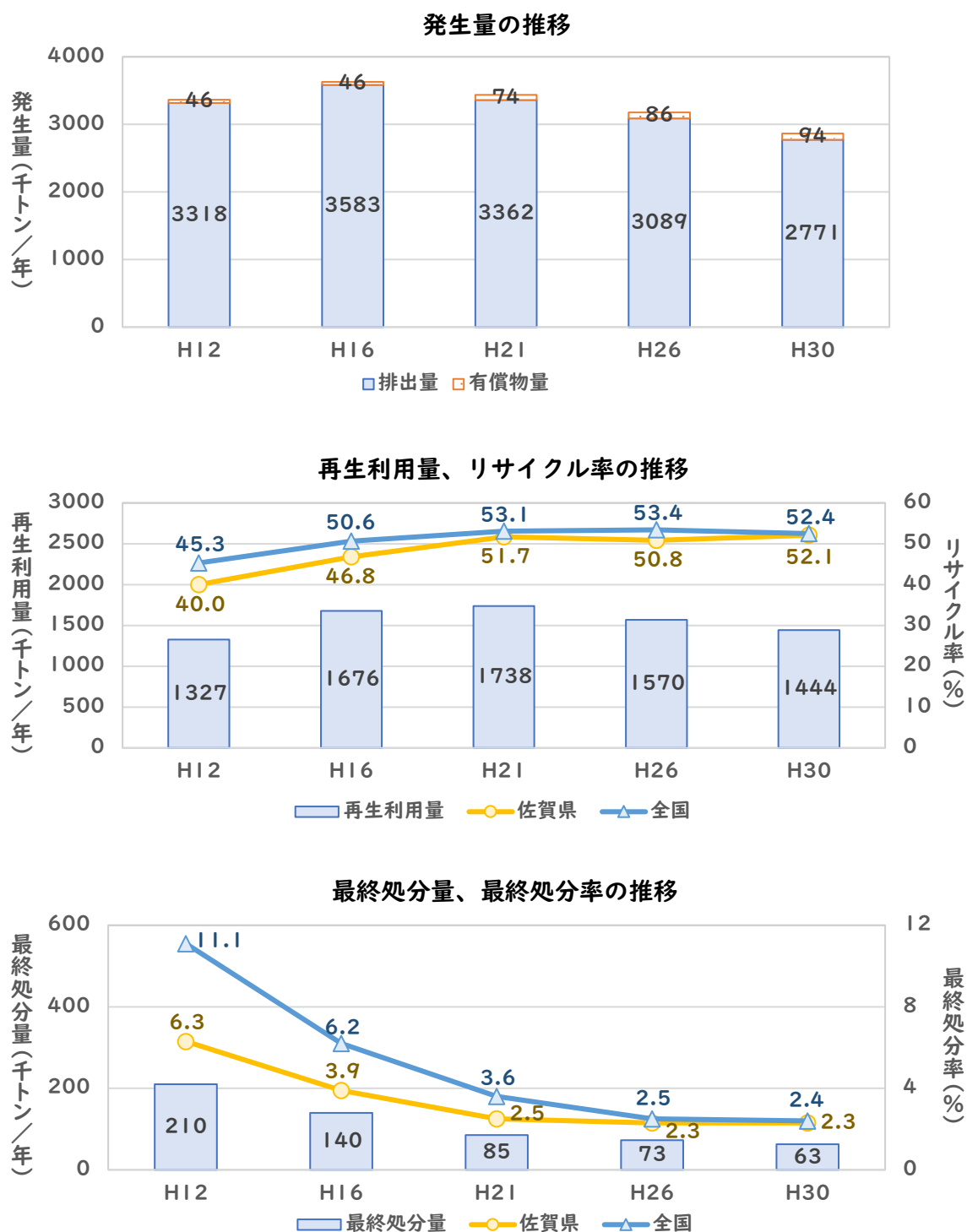
※減量化量：中間処理により減量された量。

※その他量：事業場内等に保管されている量等。

※ () 内は、排出量に対する割合

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

(2) 産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量の推移



※リサイクル率：再生利用量／産業廃棄物の排出量×100

※最終処分率：最終処分量／産業廃棄物の排出量×100

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがあります

(3) 課題

①リサイクルの推進

- ・リサイクル率は全国平均と同水準であるが、横ばいが継続

②産業廃棄物税の活用、周知

- ・循環型社会の形成に向けた使途事業の推進
- ・産業廃棄物の排出事業者への産業廃棄物税の周知（産業廃棄物処理業者が肩代わりしているようなことはないか）

産業廃棄物税とは、

- ・県内の最終処分場や焼却施設に産業廃棄物を搬入した場合に課せられる税金
- ・循環型社会の実現に向けた環境施策の充実のために使われる法定外目的税
- ・平成 17 年 4 月から九州各県（沖縄県は平成 18 年 4 月から）で一斉導入

③健全な産業廃棄物処理業者の育成

- ・優良産廃処理業者認定制度の推進
- ・優良と認定された処理業者のメリットの追加

優良産廃処理業者認定制度とは、

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度

④産業廃棄物の適正処理

- ・環境への負荷を低減しながら、安全かつ効率的な処理のさらなる推進
- ・公共関与型廃棄物処理施設「クリーンパークさが」の適正な運営

⑤災害廃棄物の迅速な処理

- ・災害廃棄物を速やかに処理するため、平時から国、県、市町、廃棄物処理関係団体との緊密な連携

⑥新型インフルエンザ等の感染症流行時の適正処理

- ・新型インフルエンザ等が流行した場合でも、社会インフラである廃棄物処理施設等の機能が維持される体制整備
- ・感染防止策や人員・物資の確保、不足した場合の対策等を定めた廃棄物処理事業継続計画の策定（産業廃棄物処理業者）

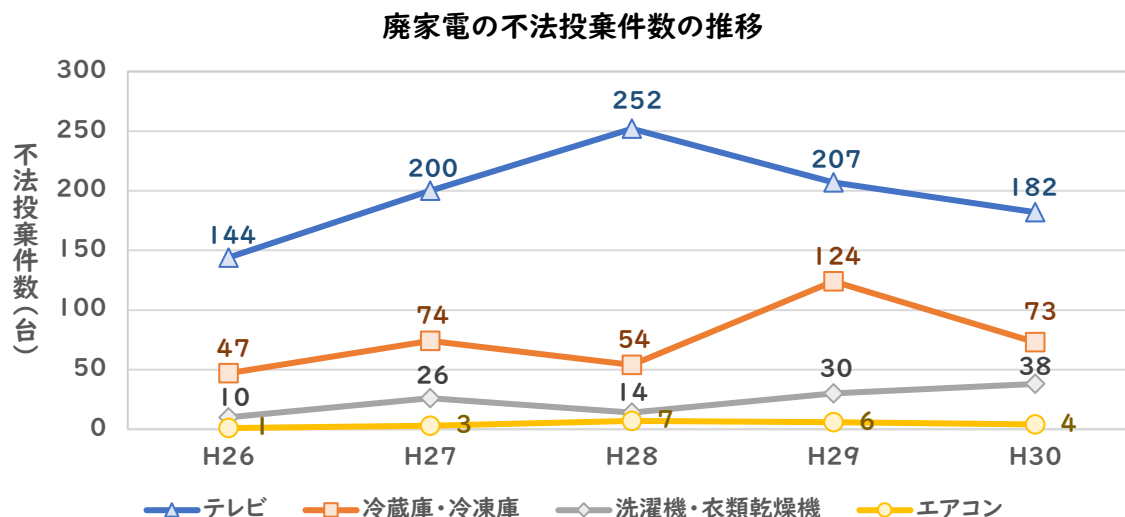
⑦PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正保管等

- ・平成 31 年 3 月 31 日の計画的処理完了期限までに処分されなかった高濃度 PCB 廃棄物（高圧コンデンサー等）の厳重保管
- ・令和 4 年 3 月 31 日の計画的処理完了期限までに処分されなかった高濃度 PCB 廃棄物（安定器等）の厳重保管
- ・低濃度 PCB 廃棄物の処分期間内（令和 9 年 3 月 31 日まで）の計画的な処分

3 不適正処理（不法投棄）

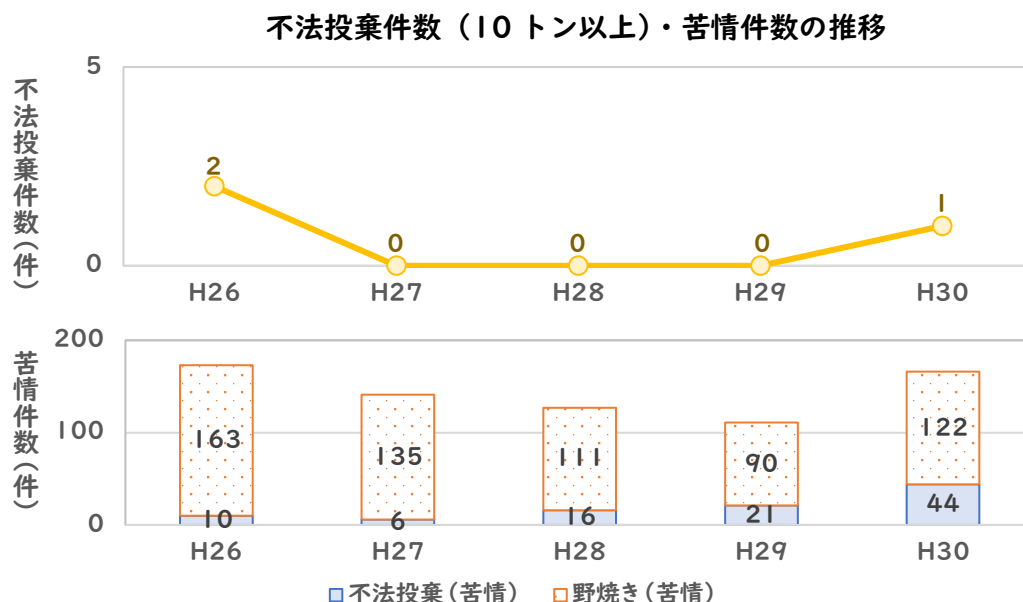
- ・ 廃家電（一般廃棄物）の不法投棄数は 300 台前後で横ばい
- ・ 産業廃棄物の不法投棄は、10 トン以上の重大事案は少ないが、小規模な不法投棄や野焼きは依然として多く発生

(1) 一般廃棄物



※出典：環境省調査（市区町村における廃家電4品目の不法投棄回収台数調査）

(2) 産業廃棄物



(3) 課題

- ・ 小規模な不法投棄や野焼きは依然として多く発生
- ・ 不法投棄等が環境に与える影響について県民に対するさらなる啓発が必要

第3章 目標

1 一般廃棄物

令和7年度のごみ排出量 249千トン、リサイクル率 22.1%、最終処分量 10千トン、一人1日当たりごみ排出量 848グラム
 (平成30年度との比較) 排出量 ▲20千トン (▲7.4%)、リサイクル率 +2.0%、一人1日当たり ▲41グラム (▲4.6%)、最終処分量は同じ

(1) 一般廃棄物の将来推計 (令和7年度)

①将来推計の方法

・人口や、ごみの排出量、処理量、処分量は、市町からの回答をベースに県で算出

②将来推計値

ごみの排出、処理及び処分の将来推計

区分	平成30年度 実績値	令和7年度 予測値	増減率 (%)
総人口 (人)	829,204	801,118	▲ 3.4
ごみ総排出量 (トン)	268,942	259,877	▲ 3.4
総資源化量 (トン)	53,941	52,759	▲ 2.2
中間処理による減量 (トン)	205,115	196,203	▲ 4.3
最終処分量 (トン)	9,887	10,915	10.4
自家処理量 (トン)	42	0	▲100
一人1日当たりごみ排出量 (グラム)	889	889	0

し尿等の排出、処理及び処分の将来推計

単位：kℓ

区分	平成30年度 実績値	令和7年度 予測値	増減率 (%)
排出量	377,458	282,193	▲ 25.2
し尿	209,162	137,908	▲ 34.1
浄化槽汚泥	167,844	143,683	▲ 14.4
自家処理量	452	602	33.2
処理量	377,458	282,194	▲ 25.2
し尿処理施設	374,047	248,374	▲ 33.6
ごみ堆肥化施設	2,959	3,238	9.4
下水道投入	0	29,980	—
自家処理量	452	602	33.2

※増減率：予測値と実績値の差に対する実績値の割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります。

(2) 一般廃棄物の目標（令和7年度）

①前計画の達成状況（中間評価）

ごみの減量化目標の達成状況（中間評価）

区分	平成26年度 実績値	平成30年度 実績値	令和2年度 目標値
ごみ総排出量（千トン）	274	269	252
リサイクル率（%）	18.7	20.1	21.9
最終処分量（千トン）	17	10	12
一人1日当たりごみ排出量（グラム）	886	889	848

②目標設定の考え方

- ・一般廃棄物の処理について統括的な責任を負う市町村は、「一般廃棄物処理計画」を定め、その中で排出抑制、リサイクル等に関する目標・対策を定めることが必要
- ・本計画の改定に当たり、市町が策定した「一般廃棄物処理計画」を基本として、令和7年度の減量化目標の設定を行い、市町と県で協力して設定
- ・国の基本方針及び循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月改定）を参考

③目標値

ごみの減量化目標（令和7年度）

区分	平成30年度 実績値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値
排出量（千トン）	269	260	249
リサイクル率（%）	20.1	20.3	22.1
最終処分量（千トン）	10	11	10
一人1日当たりごみ排出量（グラム）	889	889	848
一人1日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	542	542	500

※家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ - 集団回収量 - 資源ごみ量

【参考】国の基本方針

一般廃棄物	平成30年度 全国実績値	国の基本方針 (令和7年度目標)	増減率 (%)
排出量（千トン）	42,716	約38,000	▲11.0
リサイクル率（%）	19.9	約28	40.7
最終処分量（千トン）	3,835	約3,200	▲16.6
一人1日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	505	約440	▲12.9

2 産業廃棄物

令和7年度の排出量 2,771 千トン、リサイクル率 53.0%、最終処分量を 63 千トン
 (平成30年度との比較) 排出量、最終処分量は同じ。リサイクル率 +0.9%

(1) 産業廃棄物の将来推計 (令和7年度)

① 将来推計の方法

- ・産業廃棄物の発生量 …… 令和元年度産業廃棄物実態調査で得られた発生原単位に、令和7年度における業種ごとの各種活動量指標値(建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等、病院：病床数)を乗じて算出
- ・産業廃棄物の処理、処分 …… 排出事業者、処理業者において、これまでどおり減量及びリサイクルが行われることを前提に推計

② 将来推計値

単位：千トン

区分	平成30年度 実績値	令和7年度 予測値	増減率
排出量	2,771	2,817	1.7%
再生利用量	1,444	1,461	1.2%
減量化量	1,263	1,290	2.1%
最終処分量	63	65	3.2%
その他量	1	1	0%

※増減率：予測値と実績値の差に対する実績値の割合

※四捨五入をしているため合計が合わないことがあります。

(2) 産業廃棄物の目標 (令和7年度)

①前計画の達成状況 (中間評価)

産業廃棄物の減量化目標の達成状況 (中間評価)

区分	平成26年度 実績値	平成30年度 実績値	令和2年度 目標値
排出量 (千トン)	3,089	2,771	3,029
再生利用量 (千トン)	1,570	1,444	1,605
リサイクル率 (%)	50.8	52.1	53.0
減量化量 (千トン)	1,444	1,263	1,355
減量化率 (%)	46.8	45.6	44.7
最終処分量 (千トン)	73	63	67
最終処分率 (%)	2.3	2.3	2.2

②目標設定の考え方

・前計画の目標の達成状況、本県の廃棄物処理の特性、GDPの伸び率、国の基本方針、循環型社会形成推進基本計画等を総合的に勘案して設定

③目標値

・排出量は、国目標の増減率を佐賀県に当てはめると2,876千トンと算出されるが、現状より増加させないより厳しい目標とする

・再生利用率は、前回目標（53%）に達していないことから、引き続き53%を目指す

・最終処分量は、国目標の増減率を佐賀県に当てはめると68千トンと算出されるが、現状より増加させないより厳しい目標とする

区分	平成30年度 実績値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値
排出量（千トン）	2,771	2,817	2,771
リサイクル率（%）	52.1	51.9	53.0
最終処分量（千トン）	63	65	63

【参考】国の基本方針

産業廃棄物	平成30年度 全国実績値	国の基本方針 (令和7年度目標)	増減率
排出量（千トン）	375,772	約390,000	3.8%
最終処分量（千トン）	9,312	約10,000	7.4%







第4章 施策の展開

- 目標達成に向け「まなぶ」「つながる」「ささえる」を3つの柱とし、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標である「SDGs」を取り入れた施策を展開
 - ・まなぶ……県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促す
 - ・つながる……「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進する
 - ・ささえる……廃棄物処理を取り巻く状況が変化中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進する
- プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、食品ロスの削減の推進に関する法律など、新たな動きを踏まえた施策を展開

1 まなぶ

- ・・・県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促すための施策

[主に関連するSDGsの目標]




<p>[施策①] 県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間、食品ロス削減月間（10/1～10/31） ・海ごみゼロウィーク（5/30～6/8） ・環境月間（6/1～6/30） <p>における集中的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ削減ウィーク、不法投棄防止対策月間を設け、集中的な取組の実施 	  
<p>[施策②] プラスチックごみ削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ削減の取組をしている事業所を「プラスチックスマートプラント（仮称）」として登録 ・事業者、県民、行政が一体となって、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等をより一層推進 	  

<p>【施策③】 資源ロス削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減等に協力・貢献する取組を行う店舗を「九州食べきり協力店」等として登録 ・フードバンク活動の普及、促進 ・調理くずを極力出さないなど「食品ロス」の削減につながる料理レシピの普及、啓発 ・使い捨て型ライフスタイルからの変革を促進 	  
<p>【施策④】 環境副読本の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の世代を担う子どもたちの環境意識の醸成と佐賀県の自然環境への理解を深めるために、環境副読本「わたしたちの環境」を小学生対象に配布 	  
<p>【施策⑤】 環境学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県産業資源循環協会による出前講座を支援 ・「クリーンパークさが」における廃棄物処理に関する啓発・学習を支援 	  
<p>【施策⑥】 九州まちの修理屋さんの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物となることをできるだけ抑制するため、ものの修理を推奨し、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介 	  
<p>【施策⑦】 海岸漂着物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀の豊かな「森・川・海」を人が未来につなぐ「森川海人プロジェクト」との連携 ・佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制に向けた活動等を展開 ・「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」などプラスチックスマートの推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【プラスチックスマート】 “プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、その取組を国内外に積極的に発信するキャンペーン</p> </div>	  
<p>【施策⑧】 マニフェスト制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者、産業廃棄物処理業者に対する研修会の開催、Q & A集の作成等による周知の徹底 ・事務処理が効率化され、データの透明性が確保される電子マニフェスト制度の普及の促進 ・設備導入に関する初期費用の補助など電子マニフェストの導入を支援 	  

2 つながる

- ・・・「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進するための施策

[主に関連するSDGsの目標]

<p>〔施策①〕 佐賀県認定リサイクル製品認定制度の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県認定リサイクル製品認定制度を通じて、リサイクル製品の普及、リサイクル産業を育成 <p>〔佐賀県認定リサイクル製品認定制度〕 廃棄物を利用したリサイクル製品について、県がその品質等を認定する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等における佐賀県認定リサイクル製品の優先的な使用の推進 ・県民や事業者に対して、佐賀県認定リサイクル製品の安全性等の啓発、使用の促進 	
<p>〔施策②〕 グリーン購入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷が少ない商品を優先して購入するグリーン購入の推進 ・環境物品等の調達について、毎年策定する方針に基づき、計画的・総合的に推進 ・グリーン購入の取組について、県内事業者へ情報提供を行う等、環境物品の普及を促進 	
<p>〔施策③〕 新たな地域循環圏（地域循環システム）の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルについて、地域の特性を活かし、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏の形成を推進 ・住民、事業者、NPO、有識者、行政等の継続的な連携を促進し、バイオマス系循環資源を地域内で循環させる取組の支援 <p>（代表例） 生ごみのたい肥化に取り組む「NPO 法人伊万里はちがめプラン」では農家、市民、大学、行政等と協働して「ごみ減量化」という課題に取り組み、資源循環による持続可能な地域社会を目指している。</p>	

【施策④】 廃棄物系バイオマスの利活用

- ・木質チップボイラーなど木質バイオマスをエネルギー源として利用する取組を支援
- ・下水道汚泥を肥料の原料や建設資材等に活用する取組を支援
- ・食品製造業者等から排出される食品廃棄物の堆肥化、飼料化、メタン化等を進め、食品廃棄物を循環資源として利活用できる取組を支援
- ・食品廃棄物の再生利用事業者を育成
- ・廃食用油の高品位燃料化の取組の技術的援助



【施策⑤】 エネルギー・熱回収等の推進

- ・高効率発電を備えた可燃ごみ処理施設の導入を支援
- ・下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、下水汚泥を肥料、固形燃料、バイオガス発電等に活用する取組を支援
- ・下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率が向上する取組を支援
- ・廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入を支援
- ・廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による廃棄物エネルギーの効率的な回収を支援
- ・廃棄物エネルギーの効率的な回収に資する技術開発を支援
- ・収集運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理システム全体の低炭素化を支援







【施策⑥】 優良なりサイクル産業の支援

- ・産業廃棄物税を活用し、優良なりサイクル業者、産業廃棄物処理業者を支援



【産業廃棄物税使途事業】










- ・産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業
県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進するための施設整備に要する経費の一部を補助
- ・リサイクル産業育成支援事業
県内の産業廃棄物処理業者等が行う、産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、更新に要する経費の一部を補助
- ・優良資源化施設の認証登録制度の推進
資源化施設での物質収支に応じ、優良な施設を県のホームページで公表するなどの認証登録制度

<p>〔施策⑦〕市町が行う廃棄物の減量化・リサイクルの取組への技術的援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町職員を対象とした研修会等の開催 ・一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及促進 ・一般廃棄物の組成調査等の実施を促進し、各市町に適したごみ減量化・資源化の調査研究 	  
<p>〔施策⑧〕排出事業者が行う廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者への立入調査、減量化・リサイクルの促進 ・多量排出事業者の処理計画やその実施状況報告をインターネットにより公表 ・減量化、リサイクルに関する研修会等の開催 	  
<p>〔施策⑨〕ごみ処理広域化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県ごみ処理広域化計画（平成11年2月策定）の必要に応じた見直し （見直しの視点）災害時の広域的な協力体制の確保やエネルギーセンターとしての活用等、地域の社会インフラとしての機能を持つ廃棄物処理施設の整備 など ・市町や一部事務組合に対し、処理施設の整備や維持管理について、必要な情報提供や助言・指導 	  
<p>〔施策⑩〕県外産業廃棄物の県内搬入の可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外からの産業廃棄物の動きを事前協議等により可視化し、不適正な保管や処理を未然防止 	  
<p>〔施策⑪〕災害廃棄物の迅速な処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、国、県など災害廃棄物の処理に関係する団体の「顔の見える関係」の構築 	  
<p>〔施策⑫〕第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会における3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会の準備や実施にあたり、ごみの減量化及びリサイクルの推進 ・大会開催に向け、マナー向上の取組を推進 	  





3 ささえる

- ・・・廃棄物処理を取り巻く状況が変化中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進するための施策

[主に関連するSDGsの目標]

<p>〔施策①〕 一般廃棄物の適正処理への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、最終処分場等の新規整備事業を行う市町に対し、ごみ処理広域化に関する技術的援助 ・廃棄物処理施設、し尿処理施設の長寿命化・延命化に向けた取組に対する技術的援助 <p style="text-align: center;">〔 国の循環型社会形成推進交付金制度等を活用し、循環型社会形成推進地域計画に基づく施設整備の支援 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、CSO、廃棄物処理業者が連携して取り組む不法投棄防止対策事業への支援 	  
<p>〔施策②〕 産業廃棄物の適正処理への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設の整備等について、法令等に基づく助言・指導 ・焼却施設、最終処分場等の構造面の安全性確保のための定期検査の実施 ・リサイクル関連法との整合を図った上で、効率的な立地等に配慮しつつ、民間による中間処理施設整備の促進 ・ダイオキシン類の排出抑制のため、高度な処理能力を有する焼却処理施設の整備を支援 ・廃棄物由来の温室効果ガスの削減、エネルギー供給の拡充のため、廃棄物発電設備など熱回収施設の整備を支援 ・研修会の開催などにより優良産廃処理業者認定制度の周知 ・廃棄物処理施設に対する住民の不安軽減のため、処理業者に対し、地元地区との環境保全協定の締結を指導 ・公共関与型廃棄物処理施設「クリーンパークさが」の円滑な運営を支援、稼働期間延長について検討 ・県がデザインしたPR用の優良認定マークを優良認定産廃処理業者が使用することにより、排出事業者に優良認定産廃処理業者の優先選択を促し、適正処理を推進 	  
<p>〔施策③〕 監視指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策のため市町等による監視カメラ等の設置を支援 ・ヘリコプターやドローンによる上空からの監視（スカイパトロール） ・ボランティアによる廃棄物監視員（200名）の設置 	  

<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物110番（フリーダイヤル）の設置 ・警察官OBによる廃棄物機動監視員の配置 	
<p>〔施策④〕水銀廃棄物、石綿（アスベスト）廃棄物等の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃水銀等に係る長期的な管理、水銀使用製品廃棄物の適切な回収について徹底した周知 ・水銀使用製品廃棄物の適切な回収について、市町や事業者を支援 ・建築物の解体工事や吹付石綿の除去工事に伴って排出される石綿含有産業廃棄物、廃石綿等の処理について、分別解体等の徹底を立入指導 ・水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策との連携 	
<p>〔施策⑤〕PCB廃棄物の期限内処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年3月改正）に基づく期限内処理（令和9年3月）の支援 ・PCB廃棄物を保管する事業者に対し、適正保管を確認するための立入監視の実施 	
<p>〔施策⑥〕農業用廃プラスチックの適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等により、リサイクルを基本とした適正処理を推進 ・佐賀県農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会において、地域課題の共有及び法令周知の徹底 	
<p>〔施策⑦〕離島における円滑な廃棄物処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における一般廃棄物の円滑な処理のための技術的援助、国への政策提案を実施 	
<p>〔施策⑧〕高齢社会に対応した廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済紙おむつの適正処分の周知及び再生利用を検討する市町への技術的援助 ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、ごみ出しが困難な状況にある世帯への支援を検討する市町への技術的援助 	
<p>〔施策⑨〕災害廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町による実効性のある災害廃棄物処理計画の策定を支援 ・近隣県、関係団体等との協力体制を整備するなど広域的な連携・協力体制を確保 ・域圏ごとに市町間の協力体制を整備するための支援 	

<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の求めに応じた支援を実施 ・仮置き場の災害廃棄物の減量化に向けた取組の支援 ・佐賀県災害廃棄物処理計画（平成29年3月策定）の必要に応じた見直し ・県内の産業廃棄物処理施設の位置、処理能力、協力支援体制等の情報を収集し、適切に周知 	
<p>〔施策⑩〕 新型インフルエンザ等の感染症流行時の廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン等に基づく事業継続計画策定等の支援 ・感染症流行時においても廃棄物が適正に処理されるための体制確保の支援 	
<p>〔施策⑪〕 排出事業者における廃棄物管理体制の構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出業者に該当しない排出事業者においても、廃棄物管理責任者または管理部署の設置を推奨 	
<p>〔施策⑫〕 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者の許可状況や行政処分等の情報を速やかに県のホームページで公表 ・優良産廃処理業者の情報をデータベース化し、県のホームページで公表 	
<p>〔施策⑬〕 産業廃棄物税を活用した3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税収を活用して、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクル・リユースの促進 ・佐賀県産業廃棄物税の課税効果を検証 	

第5章 計画の推進

県民、事業者、廃棄物処理業者、市町及び県が、それぞれの役割に応じて、相互に連携協力しながら計画を推進

1 関係者の役割

関係者	役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践（繰り返し使用できる製品等の選択、修理やメンテナンスによる製品の長期間使用、食品ロス削減等） ・市町のごみ出しルールや集団回収への協力
事業者（排出者）	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者負担の原則に基づく廃棄物の適正処理 ・拡大生産者責任の原則を意識した製品の製造（容器包装の減量、再生利用が容易な製品の製造、再生原材料の利用） ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
廃棄物処理業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進 ・処理施設の情報公開の推進
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の適正処理 ・一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理状況の把握 ・循環型社会の形成に向けた取組の推進及び関係者への助言、啓発、調整等 ・適正処理のための指導監督 ・公共関与で整備した「クリーンパークさが」の適正な運営

※拡大生産者責任：製品が使用され、廃棄された後においても、その生産者が当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

2 進行管理

- 県及び市町が実施主体と同時に調整役となって、目標の達成状況等を定期的に把握、評価、検討し、施策の見直しを図りながら進行管理します。
- 各主体の取組や目標の達成状況等の実態把握については、
 - ・ 一般廃棄物は、市町が策定する一般廃棄物処理計画や、県が毎年度実施している一般廃棄物処理事業実態調査
 - ・ 産業廃棄物は、事業者や処理業者から毎年度報告される多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・実施状況報告や産業廃棄物処分実績報告などをもとに行います。

- 進行管理に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行・施策の実施、Check：点検・評価、Act：改善・見直し）の考え方にに基づき、継続的に改善を図っていきます。

附属資料

Ⅰ 一般廃棄物

(1) 収集区分における計画処理量の比較

区分	平成 26 年度		平成 30 年度		増減率 (%)
	処理量(トン)	構成率(%)	処理量(トン)	構成率(%)	
可燃ごみ	223,126	83.2	218,322	82.5	▲ 2.2
不燃ごみ	9,025	3.4	9,527	3.6	5.6
資源ごみ	27,170	10.1	24,809	9.4	▲ 8.7
粗大ごみ	8,674	3.2	11,685	4.4	34.7
その他のごみ	87	0.0	216	0.1	148.3
合計	268,082	100.0	264,559	100.0	▲ 1.3

(2) 処理施設の設置状況 (令和 2 年 3 月末現在)

①ごみ焼却施設

	機械バッチ	准連続	全連続	計
施設数	0	1	6	7
処理能力(トン/日)	0	30	955	985

※届出対象施設(処理能力 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m²以上)であり、休止中の施設は含まない。

②粗大ごみ処理施設、資源化等施設

	粗大ごみ処理施設	資源化等施設	計
施設数	4	15	19
処理能力(トン/日)	111	117	228

※届出対象施設(処理能力 5 トン/日以上)であり、休止中の施設は含まない。

※移動式破砕機は除く。

※資源化等施設はごみ燃料化施設を含む。

③民間業者の一般廃棄物資源化施設の設置許可状況

施設の種類	H26	H27	H28	H29	H30
圧縮・梱包	10	9	11	14	17
破砕	5	6	7	7	8
堆肥化	3	3	3	3	3
合計	18	18	21	24	28

※年度末の件数であり、休止中及び廃止届出を提出していないもの。

④最終処分場

		施設数	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
場所	山間	9	101,742	450,186	126,102
	平地	1	94,313	450,900	106,833
計		10	196,055	901,086	232,935

※休止中、埋立終了後及び建設中の施設は含まない。

⑤し尿処理施設等

	し尿処理施設	コミュニティプラント	計
施設数	11	1	12
処理能力	1,344kl/日	57 m ³ /日	—

※移動式脱水機は含まない。

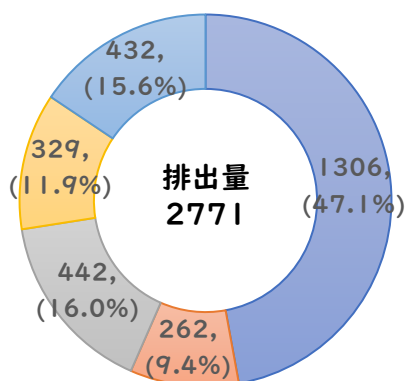
2 産業廃棄物

(1) 処理・処分状況の前回調査（平成26年度）との比較

	平成26年度		平成30年度		増減率 (%)
	量(千トン)	構成率(%)	量(千トン)	構成率(%)	
排出量	3,089	100.0	2,771	100.0	▲ 10.3
再生利用量	1,570	50.8	1,444	52.1	▲ 8.0
減量化量	1,444	46.7	1,263	45.6	▲ 12.5
その他量	2	0.1	1	0.0	▲ 50.0
最終処分量	73	2.4	63	2.3	▲ 13.7

(2) 排出状況

①地域別排出状況（平成30（2018）年度）

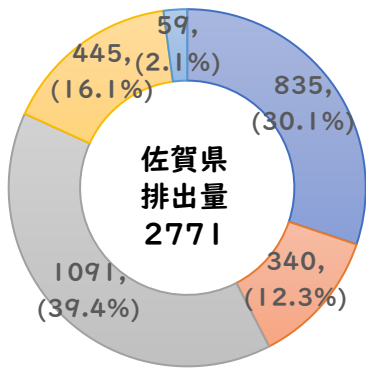


（単位：千トン）

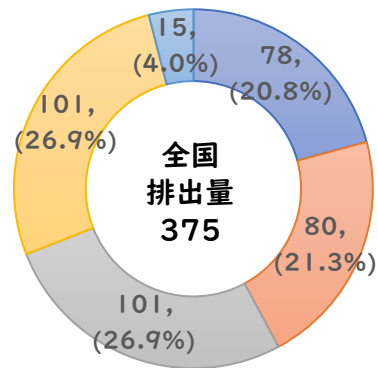
■佐賀地域 ■鳥栖地域 ■唐津地域 ■伊万里地域 ■杵藤地域

※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

②業種別排出量の全国との比較（平成 30（2018）年度）



(単位：千トン)



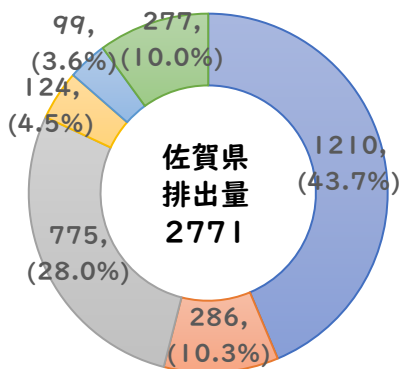
(単位：百万トン)

- 農業・林業
- 建設業
- 製造業
- 電気・水道業
- その他の業種

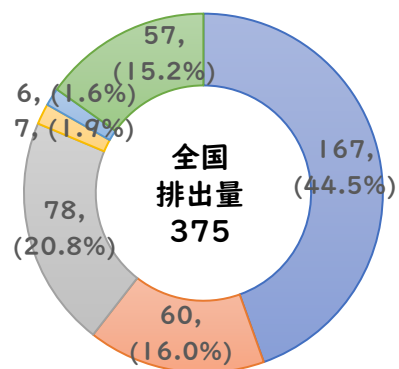
- 農業・林業
- 建設業
- 製造業
- 電気・水道業
- その他の業種

※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

③種類別排出量の全国との比較（平成 30（2018）年度）



(単位：千トン)



(単位：百万トン)

- 汚泥
- 動物のふん尿
- 廃プラスチック類
- がれき類
- 木くず
- その他

- 汚泥
- 動物のふん尿
- 廃プラスチック類
- がれき類
- 木くず
- その他

※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(3) 用途別再生利用状況表（平成 30（2018）年度）

（単位：千トン）

	合計	肥料又は その原 (材)料	再生骨材・ 再生路盤 材	土木・ 建設資材	燃料又は その原 (材)料	セメント 原材料	土壌改良 材又はそ の原(材) 料	鉄鋼 原(材)料	肥料又は その原 (材)料	高炉還元	その他
合計 (構成率)	1,444 (100%)	902 (62.4%)	244 (16.9%)	86 (5.9%)	76 (5.2%)	67 (4.6%)	5 (0.3%)	12 (0.8%)	2 (0.2%)	10 (0.7%)	40 (2.8%)
燃え殻	12	0	0	7	0	6	0	0	0	0	0
汚泥	160	120	0	7	0	14	3	0	0	10	5
廃油	7	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1
廃酸	5	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0
廃アルカリ	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	49	0	0	2	19	22	0	0	0	0	7
紙くず	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
木くず	90	6	0	28	48	0	2	0	0	0	6
繊維くず	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	26	23	0	1	0	0	0	0	2	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	15	0	0	7	0	0	0	8	0	0	0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	22	0	17	2	0	1	0	0	0	0	2
鉱さい	7	0	2	0	0	4	1	0	0	0	0
がれき類	243	0	220	20	0	0	0	0	0	0	3
ばいじん	16	0	0	8	1	6	0	2	0	0	0
動物のふん尿	751	751	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物	16	0	4	0	3	7	0	1	0	0	1

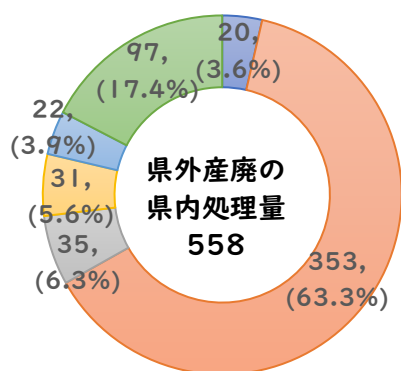
※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(4) 種類別発生及び処理・処分状況 (平成 30 (2018) 年度)

(単位：千トン)

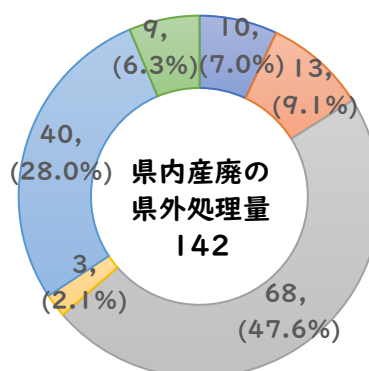
種 類	区 分	発 生 量	有 償 物 量	排 出 量	搬 出 量	再 生 利 用 量	自 己 再 生 利 用 量	委 託 処 理 量	最 終 処 分 量	自 己 最 終 処 分 量	そ の 他 量	資 源 化 量
合計		2,865	94	2,771	1,254	1,444	894	1,248	63	5	1	1,538
燃え殻		21	0	21	21	12	0	21	1	0	0	12
汚泥		1,214	4	1,210	557	160	104	554	15	3	0	164
	有機性汚泥	961	1	959	474	143	94	474	9	0	0	144
	無機性汚泥	253	2	251	83	17	10	80	6	3	0	19
廃油		21	1	20	20	7	0	19	1	0	0	7
	一般廃油	18	1	18	17	6	0	17	1	0	0	7
	廃溶剤	2	0	2	2	1	0	2	0	0	0	1
	固形油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	油でい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	油付着物類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸		18	2	17	17	5	0	17	1	0	0	7
廃アルカリ		8	0	8	8	2	0	8	0	0	0	2
廃プラスチック類		100	1	99	92	49	0	92	15	0	0	50
	廃プラスチック	98	1	98	90	48	0	90	15	0	0	49
	廃タイヤ	2	0	2	2	1	0	2	0	0	0	1
紙くず		48	22	27	25	17	0	25	1	0	0	38
木くず		135	11	124	116	90	0	116	5	0	0	101
繊維くず		10	0	10	10	5	0	10	1	0	0	5
動植物性残さ		42	1	41	32	26	5	32	0	0	0	27
動物系固形不要物		12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ゴムくず		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		59	33	26	26	15	0	26	1	0	0	48
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		37	2	35	31	22	3	31	6	0	0	24
鋳さい		10	0	9	9	7	0	9	1	0	0	7
がれき類		292	6	286	227	243	31	225	8	3	0	249
	コンクリート片	196	4	192	170	167	7	168	5	3	0	171
	廃アスファルト	87	1	86	50	69	24	50	2	0	0	70
	その他	8	1	8	7	7	0	7	0	0	0	8
ばいじん		23	0	23	23	16	0	23	0	0	0	16
動物のふん尿		775	0	775	0	751	751	0	0	0	0	751
動物の死体		1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
その他産業廃棄物		39	0	38	38	16	0	38	6	0	0	16
	感染性廃棄物	3	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
	混合物等	12	0	12	12	9	0	12	3	0	0	9
	その他	10	0	10	10	3	0	10	1	0	0	3
	水銀廃棄物	13	0	13	13	4	0	13	1	0	0	4

(5) 広域移動状況 (平成 30 (2018) 年度)



(単位：千トン)

- 燃え殻
- 汚泥
- 動物のふん尿
- 廃プラスチック類
- 木くず
- その他



(単位：千トン)

- 汚泥
- 廃プラスチック類
- 木くず
- ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- がれき類
- その他

※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(6) 特別管理産業廃棄物の排出状況 (平成 30 (2018) 年度)

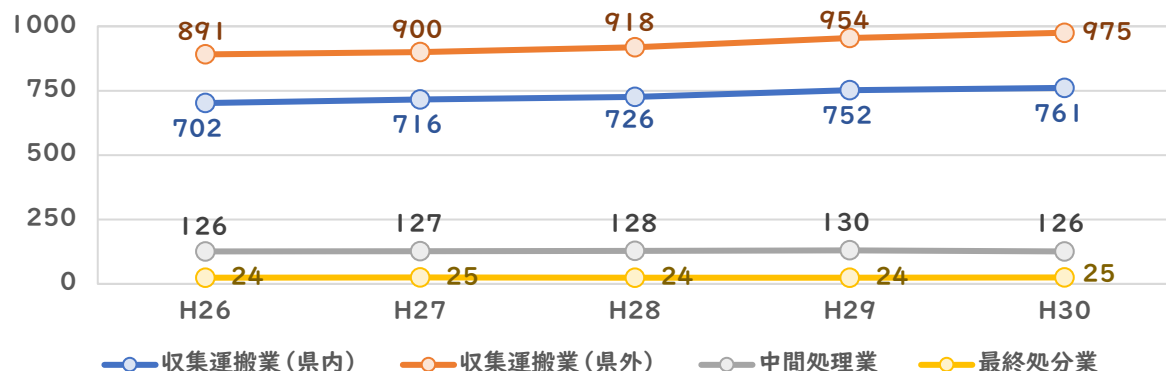
(単位：トン)

業種	合計	建設業	製造業	電気・水道業	卸・小売業、飲食店	医療・福祉	サービス業
合計	28,063 (100.0%)	69 (100.0%)	24,367 (100.0%)	9 (100.0%)	69 (100.0%)	3,417 (100.0%)	131 (100.0%)
廃油	5,902 (21.0%)	7 (10.1%)	5,840 (24.0%)	1 (11.1%)	25 (35.9%)	2 (0.1%)	27 (20.5%)
廃酸	1,110 (4.0%)	0 (0.3%)	1,103 (4.5%)	5 (53.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)
廃アルカリ	1,187 (4.2%)	0 (0.0%)	1,184 (4.9%)	3 (32.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
感染性廃棄物	3,338 (11.9%)	0 (0.0%)	8 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	3,296 (96.4%)	33 (24.9%)
特定有害産業廃棄物 (廃水銀等を除く)	3,530 (12.6%)	25 (36.2%)	3,281 (13.5%)	0 (0.2%)	43 (62.7%)	119 (3.5%)	61 (46.9%)
水銀廃棄物	12,997 (46.3%)	37 (53.2%)	12,951 (53.1%)	0 (2.9%)	0 (0.1%)	0 (0.0%)	8 (6.4%)

※四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(7) 処理施設等の設置状況

①産業廃棄物処理業者数の推移



②中間処理施設の設置許可状況の推移

施設の種類の種類		H26	H27	H28	H29	H30
汚泥の脱水施設	施設数	27	27	27	27	27
	処理能力(m ³ /日)	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834
汚泥の乾燥施設	施設数	3	3	3	3	3
	処理能力(m ³ /日)	176	176	176	176	176
汚泥の焼却施設	施設数	4	4	4	4	5
	処理能力(m ³ /日)	184	184	184	184	225
廃油の焼却施設	施設数	4	4	4	4	5
	処理能力(m ³ /日)	56	56	56	56	124
廃プラスチック類の 破砕施設	施設数	12	12	12	12	12
	処理能力(トン/日)	651	651	651	624	624
廃プラスチック類の 焼却施設	施設数	6	6	6	6	7
	処理能力(トン/日)	55	55	55	55	94
木くず又はがれき類 の破砕施設	施設数	132	138	139	140	138
	処理能力(トン/日)	56,267	60,347	60,714	62,654	61,811
汚泥・廃酸・廃アルカ リのシアン分解施設	施設数	9	9	9	9	9
	処理能力(m ³ /日)	2	2	2	2	2
産業廃棄物の 焼却施設	施設数	13	12	12	12	12
	処理能力(トン/日)	120	112	112	112	176
合計	施設数	210	215	216	217	218

※法第15条許可対象施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

※施設数は年度末の件数であり、廃止届出を提出していないもの。

※処理能力は設置許可証に基づいた処理能力の合計。

③最終処分場の設置許可状況の推移

施設の種類		H26	H27	H28	H29	H30
安定型 処分場	施設数	23	23	22	21	20
	処理能力(m ³)	3,486,404	3,486,404	3,461,221	3,377,458	3,326,439
管理型 処分場	施設数	5	5	5	5	5
	処理能力(m ³)	1,358,001	1,358,001	1,358,001	1,358,001	1,358,001
合計	施設数	28	28	27	26	25
	処理能力(m ³)	4,844,405	4,844,405	4,819,222	4,735,459	4,684,440

※法第15条許可対象施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

※施設数は年度末の件数であり、稼働中のもの。

※処理能力は設置許可証に基づいた処理能力の合計。